

開発行為における消防水利等の設置指導要綱

制定 令和8年4月13日
富良野広域連合消防本部

1. 目的

この要綱は都市計画法（昭和43年法律第100号、以下「法」という。）第32条に基づく開発行為の同意及び協議に関し、消防が行う指導について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 消防水利設置の基準

消防水利は次の基準によって設置するものとする。

- 法第29条第1項により開発行為を行うものは、同法の定めるところにより消防水利を設置しなければならない。
- 構成市町村で水利同意が必要な市町村

区 分	水利同意が必要な開発行為の面積	
	都市計画区域内	都市計画区域外
富 良 野 市	3,000 平方メートル以上	10,000 平方メートル以上
上 富 良 野 町	3,000 平方メートル以上	10,000 平方メートル以上
中 富 良 野 町	な し	10,000 平方メートル以上
南 富 良 野 町	な し	10,000 平方メートル以上
占 冠 村	な し	10,000 平方メートル以上

※都市計画区域内において3,000平方メートル未満であっても、同一事業主が接続した土地を開発することにより、その規模が合算して3,000平方メートル以上となる場合は設置しなければならない。

3. 協議事項

開発行為の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について事前に、管轄する消防署又は支署と協議しなければならない。

- 消防に必要な消防水利の位置について
- 設置する消防水利の種別と構造について
- 消防車両進入道路等について
- 施設の標識及び表示の設置並びに位置について
- 消防水利施設の維持管理等について

4. 設置する消防水利の種別

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき消防庁が定める消防水利の基準を定める告示（昭和 39 年消防庁告示第 7 号、以下「水利の基準」という。）に基づく消火栓又は防火水そうとする。

5. 消防水利の位置及び配置

- (1) 消防水利は、開発地域の用途地域等により、当該防火対象物から一の消防水利に至る距離が次の表に掲げる数値以下になるように設けるものとする。

用途地域	平均風速	
	年間平均風速が 4メートル毎秒未満のもの	年間平均風速が 4メートル毎秒以上のもの
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域 (メートル)	100	80
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域 (メートル)	120	100

- (2) 市街地（消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地をいう。）又は準市街地（消防力の整備指針第 2 条第 2 号に規定する準市街地をいう。）以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140メートル以下になるように設けなければならない。
- (3) 消防水利の位置は、消防活動の円滑化及び冬季間の管理等を考慮し、傾斜地等を避け、消防ポンプ自動車容易に接近でき、かつ歩行者及び車両の通行に支障のない場所に設置すること。
- (4) 開発区域内の消防水利が消火栓のみに偏る場合は、必要に応じ防火水そうを設置するものとする。（同時に 5 個以上の水利を必要とする開発の場合は、消火栓と防火水そうの比率は 4 対 1 とする。）

6. 消防水利の構造等

(1) 防火水そう

- ア 水利の基準第3条第1項に定める消防水利の給水能力及び同基準第6条に掲げる消防水利の構造に適合するもの。
- イ 土圧、地下水圧、内水圧、浮力及び雪荷重を考慮すること。
- ウ 地下埋設式とし、土かぶりの厚さは、原則として1メートル以上とすること。
- エ 有蓋、一層式で、かつ漏水防止が完全であること。
- オ 消防用水を有効に利用するため、防火水そうの底部の一部に取水部（以下「集水ピット」という。）を設けること。
- カ 集水ピットは、吸管投入口の真下に設け、大きさは原則として、縦0.5メートル以上、横1メートル以上、深さ0.3メートル以上とすること。
- キ 防火水そうは水道配管から給水できる構造のものであること。
- ク 吸管投入口の開口部から水そう底に降りられるようタラップを設けること。
- ケ 採水口の詳細については、設置所在地の消防署又は支署と事前に協議の上、指導を受けること。

(2) 消火栓

- ア 水利の基準第3条第2項に定める消防水利の給水能力及び同基準第6条に掲げる消防水利の構造に適合するもの。
- イ 凍結防止対策は、設置所在地の消防署又は支署と事前に協議の上、指導を受けること。
- ウ スピンドルドライバーの形状、口径は設置所在地の消防署又は支署と事前に協議の上、指導を受けること。

(3) 消防水利の標識

消防水利には、その種別に応じた標識（別図1）を表裏両面又は表裏2枚式により設置すること。なお、位置や高さについては設置所在地の消防署又は支署と事前に協議の上、指導を受けること。

7. 消防車両の進入道路

開発区域内の道路又は開発区域外の既設道路から消防活動用空地までの間の消防車両進入道路の構造は次の基準によること。

- (1) 幅員は、有効5メートル以上とすること。
- (2) 縦断勾配は、5度以下とすること。
- (3) 消防自動車の通行に耐える地盤支持力を有すること。
- (4) 地上から高さ4メートル以内には、消防自動車の通行に支障となる工作物及び架空電線等を設けないこと。

- (5) 地盤面の構造は、アスファルト、コンクリート、耐圧レンガ、耐圧コンクリートブロック等で舗装すること。
- (6) 地盤面下には、ガス管、水道管、危険物配管等の工作物を埋設しないこと。

8. 検査

(1) 中間検査

現場打ち防火水そうにあつては、基礎配筋検査及び配筋検査を実施するものとし、二次製品防火水そうにあつては、基礎配筋検査及び据付検査を実施するものとする。

(2) 完成検査

完成検査前には工事工程をまとめた写真の提出を必要とする。

ア 消火栓

水圧検査を実施する。

イ 防火水そう

水張り試験（漏水検査）及び採水口からの吸水を実施する。

9. 基準の特例

開発地域に河川等があり、消防隊が有効に活用できる場合又は土地の利用形態等によっては消防水利の設置数を緩和することができる。

10. 消防水利施設の維持管理等

消防水利施設が完成したときは、原則として広域連合に帰属させるものとする。その申請については、開発行為実施者が行うこととする。（詳細については設置所在地の消防署又は支署と協議の上、指導を受けること。）

附 則

- 1. この要綱は令和8年5月1日から施行する。
- 2. この要綱の施行の際、現に開発行為に伴い設置された消防水利（防火水そう）については、この要綱による設置とみなす。

別図 1

φ400mm
反射+ラミ



φ400mm
反射+ラミ

